

十日町市と新潟大学人文学部との包括連携に関する協定書

十日町市（以下「甲」という。）と新潟大学人文学部（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 甲は、十日町市における乙の教育研究活動に対し、必要な情報を提供することを通じて、その実現に便宜を図ること。
- (2) 乙は、十日町市における研究活動の成果を、甲の要求に応じて地域社会に提供すること。
- (3) 前条の目的を達成するため、前2号に掲げるもののほか、必要な事案について、相互に協力すること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に5年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲と乙が協議して定める。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙それぞれの代表者が署名の上、各1通を保有する。

2016年6月23日

甲 十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市

十日町市長

門口芳文



2016年6月23日

乙 新潟市西区五十嵐二の町8050番地
新潟大学人文学部

新潟大学人文学部長

赤間藤陽一

